

中央区公式 YouTube チャンネル運用要領

令和 5 年 2 月 1 日

4 中企広第 1 2 1 号

(目的)

第 1 条 この要領は、中央区（以下「区」という。）が YouTube を区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google LLC が提供する動画共有サイトをいう。
- (2) 公式 YouTube チャンネル 区が YouTube 上に設置・運用するページをいう。
- (3) アカウント YouTube を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) コメント 投稿した動画に対して視聴者が書き込む意見をいう。

(運営主体)

第 3 条 公式 YouTube チャンネルの運営主体は区とし、アカウントの管理及び情報管理は企画部広報課（以下「広報課」という。）が行う。

2 ユーザー名は、中央区役所とする。

3 YouTube ハンドルは、@tokyochuo_city とする。

(アカウント運営主体の明示)

第 4 条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として YouTube のユーザー名及び YouTube ハンドルを、区ホームページ上に明示する。

2 区は、アカウントの運営主体を、公式 YouTube チャンネルの概要に明示する。

(配信内容)

第 5 条 公式 YouTube チャンネルにおいては、次に掲げるものを配信する。

- (1) テレビ広報「こんにちは中央区です」
- (2) ラジオ広報企画番組「ウィークリー声の架け橋」
- (3) 区が作成した動画
- (4) その他、広報課長が適当と認めるもの

(運用制限)

第 6 条 他アカウントのチャンネル登録及びコメント機能の利用は、原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等のチャンネルで、特に広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(アカウントの停止又は削除)

第 7 条 公式 YouTube チャンネルを継続して運営することが困難となった場合は、区ホームページ上においてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除する。

(著作権)

第8条 公式 YouTube チャンネルで配信する個々の情報に関する諸権利は、区又は現著者に帰属する。

2 公式 YouTube チャンネルに掲載する個々の情報は、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責事項)

第9条 公式 YouTube チャンネルの利用に関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った損害又は第三者との間のトラブル若しくはその被った損害については、区は一切の責任を負わない。

2 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合がある。

(その他)

第10条 その他、この要領の実施について必要な事項は、広報課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。